

3回目の古着・古布回収を実施します

町内における「燃やせるごみ」の量を減らすため、今年度も古着・古布の回収を実施しています。皆さまのご協力により、2回目の回収量は約3.6トンとなりました。回収した古着・古布はリサイクルとして、日本国内だけではなく海外でも利用されます。皆さまのご協力をお願いします。

回収日時 ● 9月11日(日) 午前9時～午後4時

回収場所 ● 美郷中学校セミナーハウス
(旧トレーニングセンターみさと) 隣り車庫

回収物 ● 古着、下着類、シーツ、毛布、タオル類 など
※帽子、かばん、靴、羽毛や綿が入っている古着や布団、ペットに使用したものは回収できません。詳細につきましては問い合わせ先までご連絡ください。

回収方法 ● 透明または半透明な袋に入れて口をしぼって持参してください。

注意事項 ● 段ボールや紙袋に入れた状態では受け取りできません。新品の衣類等は値札や包装紙など、クリーニング後の衣類等はお店のタグなどを外してください。

併せて使用済みの小型家電製品も回収します

小型家電製品に含まれるレアメタルのリサイクルを進めるため、不要になった小型家電製品を「役場庁舎・学友館・公民館」の3カ所に設置している回収ボックスにより回収しています。今年度も、古着・古布回収に併せて小型家電製品を回収していますので、皆さまのご協力をお願いします。

回収日時 ● 9月11日(日) 午前9時～午後4時

回収場所 ● 美郷中学校セミナーハウス
(旧トレーニングセンターみさと) 隣り車庫

回収する小型家電

大きさが25cm×15cm以下のもの

アダプター、MD・MP3 プレーヤー、携帯電話、ゲーム機、電卓、電子辞書、デジタルカメラ、メモリーカード、充電器など、小型電子電気機器

回収しないもの

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、パソコン本体、単独の電池、CDやDVDなどの記録媒体

横手川の基準水位が見直されました

近年、想定外の大雨やゲリラ豪雨による被害が全国的に多発していますが、水害から命を守るため、秋田県では水防計画を改定し、避難判断の基準となる水位の見直しを行いました。河川の氾濫は予測できる災害です。避難準備情報等が発令された場合は、早めの避難について、ご理解とご協力をお願いします。なお、基準水位や現況水位は、県ホームページでも確認できます。

■運用水位基準（横手川）

水位観測所名	寺村	朝倉
水防団待機水位	1.50m	1.50m
氾濫注意水位	2.50m	2.50m
避難判断水位	4.10m	3.90m
氾濫危険水位	4.50m	4.10m

◎秋田県防災ポータルサイト

URL : <http://www.bousai-akita.jp/>

使用済みの電池や蛍光管などの拠点回収を実施しています

これまで「燃やせないごみ」として家庭から排出されていた使用済みの電池や蛍光管のほか、水銀体温計、水銀血圧計などの水銀使用製品の拠点回収を4月から実施しています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

対象品目 ● 使用済み電池（ボタン電池含む）、使用済み蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計

搬出場所 ● 各古紙回収ステーション

千畑地区：美郷町役場第2庁舎前、塚トイレパーク駐車場

六郷地区：中央行政センター(旧六郷庁舎)裏側、六郷東根コミュニティセンター

仙南地区：美郷町南体育館前、後三年駅前

■注意事項

- ・ 蛍光管は、割れないように購入時の箱等に入れてください。
- ・ 割れた蛍光管は、飛散しないようポリ袋等に入れてください。
- ・ 対象品目は「燃やせないごみ袋」に入れなくてください。
- ・ 古紙回収ステーションでは、対象品目以外は回収しません。その他のごみについては、各行政区にあるごみ集積所へお願いします。

第3回水環境マイスター養成講座の受講生を募集します

地域の水環境保全活動のリーダーとなる人材を育成するため、「水環境マイスター養成講座」を開催しています。第3回目となる今回はフィールドワークとして、「秋田県にかほ市・山形県遊佐町」の湧水地等を巡りながら水環境について学びます。

日時 ● 9月10日(土) 午前8時～午後5時
 ※午前7時50分までに美郷町保健センターへ集合してください。町のバスで移動します。
定員 ● 30名(先着順で定員になり次第締め切ります)
場所 ● 元滝伏流水、釜磯海水浴場

講師 ● 秋田大学大学院工学資源学研究科附属理工学研究センター 助教 網田和宏 氏

申込方法 ● 9月8日(休)までに電話で下記へ申込みください。

その他 ● ・悪天候の場合は雨具等の準備をお願いします。
 ・「道の駅鳥海」で昼食となります。昼食は参加者負担によりお願いします。
 ・その他ご不明な点については下記までお問い合わせください。

申・問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

農政課

機構集積協力の交付単価が変更になりました

農地中間管理機構に農地を貸した地域、農家には機構集積協力が交付されます。平成28年度の協力の交付要件・交付単価について、秋田県では次のとおり運用することになりました。

①**地域集積協力金**…人・農地プランの話し合いにより、地域内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられた場合、地域に協力金が交付されます。

機構への貸付割合	新規集積農地	新規集積農地以外
2割超5割以下	1.5万円/10a	左記単価を上限に地域へ残額を分配
5割超8割以下	2.1万円/10a	
8割超	2.7万円/10a	

②**経営転換協力金**…原則すべての自作地を機構に貸し付けた、下記のいずれかの場合に交付されます。

- ・農業部門の減少により経営転換する農業者
- ・リタイヤする農業者
- ・農地の相続人へその農地の全部または一部が転貸された場合

機構への貸付面積	新規集積農地	新規集積農地以外	下限額	上限額
0.5ha以下	3.5万円/10a	1.5万円/10a	12万円/戸	—
0.5ha超2ha以下			20万円/戸	50万円/戸
2ha超			—	70万円/戸

③**耕作者集積協力金**…下記のいずれかの農地を耕作していた方へ交付します。

- ・機構の借受農地（または借受希望者の経営農地）に隣接する農地
- ・2筆以上の隣接する農地を機構に貸し付け、借受希望者に転貸された農地

年度	新規集積農地	新規集積農地以外
平成28年度～平成29年度	1.0万円/10a	0.5万円/10a

■新規集積農地、新規集積農地以外について

新規集積農地に該当する農地は、機構へ貸付前の1年間において、担い手(右記)が特定農作業受託も含め、一度も使用していない農地が、担い手へ転貸された農地です。また、新規集積農地以外に該当する農地は、上記の新規集積農地に該当しない農地になります。

担い手

- ・個人、法人の認定農業者
- ・個人、法人の基本構想水準到達者
- ・集落営農経営
- ・個人、法人の認定新規就農者

問 町農政課 ☎0187(84)4908 町農業委員会 ☎0187(84)4913